

学校施設活用型体験プログラム推進にかかる放課後デザイナー業務委託提案競技募集要項

この提案公募要項は、「学校施設活用型体験プログラム推進にかかる放課後デザイナー業務委託」にかかる相手方候補者を選定するための提案競技（以下、「提案競技」という。）について、留意すべき事項を定めたものである。

提案をしようとする者は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1 事業名称

学校施設活用型体験プログラム推進にかかる放課後デザイナー業務委託

2 背景及び募集概要

福岡市は、子どもたちの主体性や創造性、社会性を育み、将来の夢や目標につなげることを目指し、居場所や体験機会等の充実を図ることとしており、令和7年度に小学生を対象に、身近な小学校施設を活用して放課後に体験活動プログラムを提供する「学校施設活用型体験プログラムモデル事業」（以下、「モデル事業」という。）をモデル校3校において実施する。

モデル事業では、子どもや保護者のニーズに沿ったプログラム内容の検証や、学校における放課後他施策等（以下、「他施策」という。）との連携、将来的な実施校拡大を見据えた事業スキームの検討・構築等を行うこととしており、本業務は、その総合的な企画・調整・運営にかかる支援ならびに運営改善支援を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

※本公募は本事業に係る予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に効力を生じるものである。今後、成立した予算の内容に応じて、本事業の事業費及び内容を変更することがある。

4 提案限度価格

3,300千円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

5 委託内容

仕様書（資料1）のとおり

6 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年3月14日(金) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年3月21日(金)12時まで |
| (3) 質問書への回答 | 令和7年3月25日(火)予定 |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年3月31日(月)17時まで |
| (5) 提案書等提出期限 | 令和7年4月4日(金)17時まで |
| (6) 評価委員会による審査 | 令和7年4月11日(金)予定 |
| (7) 審査結果通知 | 令和7年4月中旬予定 |
| (8) 契約締結 | 令和7年4月下旬予定 |

7 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有さないものであること。
- (8) 複数者による共同提案の場合は、すべての事業者が(1)~(7)のすべてを満たし、本提案競技への単独又は他提案者との共同提案を行っていないこと。

※なお、最優秀者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2、及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は提出物に虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかった場合は、契約の相手方としないことがある。

8 質問書の提出及び回答

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書(様式1)」に記載のうえ提出すること。

- (1) 受付期限

令和7年3月21日(金)12時まで

- (2) 提出方法

電子メールで「15 問い合わせ先・提出先」に提出し、その旨を電話連絡すること。

- (3) 回答方法

令和7年3月25日(火)から福岡市ホームページに回答を掲載する予定。

9 提案競技参加申込書の提出

提案競技へ参加する者は、「提案競技参加申込書(様式2)」及び下記書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月31日(月)17時まで

(2) 提出方法

電子メールで「15 問い合わせ先・提出先」に提出し、その旨を電話連絡すること。

(3) 提出書類

以下の書類を提出すること。なお、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑦の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

② 法務局発行の登記事項証明書(全部事項証明書)の内、現在事項証明

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

④ 消費税及び地方消費税納税証明書

※種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」も可)。

⑤ 誓約書(様式3)

⑥ 役員名簿(様式4)

⑦ 委任状(様式5)

※この案件にかかる取引を代理人(支店長等)に行わせる場合に提出すること

※該当しない場合は提出不要

(4) 提案競技参加辞退届の提出

提案競技参加申込書の提出後、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、「提案競技参加辞退届(様式6)」を提出すること。

(5) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申込書(様式2)」に共同企業体名及び代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体の構成事業者名を全て記載し、「共同企業体協定書(任意様式)」を提出すること。また、構成事業者についても、上記必要書類を提出すること。

10 企画提案書の提出

参加申込を行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月4日(金)17時まで

(2) 提出方法

電子メールで「15 問い合わせ先・提出先」に提出し、その旨を電話連絡すること。

(3) 提出書類

以下の全ての書類をもって「企画提案書」とし、電子データ(PDF形式)で提出すること。

① 事業計画書

・書式は自由。A4サイズ横書きとし、スケジュールや執行体制を記載すること。

- ② 経費見積書及び積算内訳書
 - ・書式は自由。A4 縦書きとし、内訳をできる限り詳細に分けて記載すること。
 - ・本業務期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とするとともに、「4 提案限度価格」に留意すること。
- ③ 同種又は類似業務の実績表(様式 7)
 - ・当該事業と同種又は類似の実績がある場合、提出すること。
 - ※実績がない場合は提出不要

(4) その他

- 提案事業者が考える本事業の成果目標を設定し、実施内容を記載すること。
- 事業費の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案すること。
- 「企画提案書」には提案事業者名ではなく、提案事業者記号(例:A社)を記載すること。
※提案事業者記号は、参加申込締切後に別途通知する。
- 表紙には、表題「学校施設活用型体験プログラム推進にかかる放課後デザイナー業務」と提出年月日、提案事業者記号を記載すること。
- 表紙の次ページは目次とし、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

11 評価委員会

提案内容を評価する「学校施設活用型体験プログラム推進・放課後デザイナー業務委託提案競技評価委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、下記のとおり実施する。

(1) 実施日

令和7年4月11日(金)予定

(2) 評価方法

各提案事業者によるプレゼンテーション15分、質疑応答10分を予定。

※提出した企画提案書にて実施することし、追加提案は認めない。

(5) 評価

評価は「学校施設活用型体験プログラム推進・放課後デザイナー業務委託提案競技評価基準(資料2)」に基づき行い、最も優秀な提案を行った事業者を選定する。

12 最優秀提案事業者の決定等

委員会での評価を踏まえ、福岡市が最優秀提案者を決定する。

結果は、全ての提案事業者に通知するとともに、福岡市ホームページにて公表する。

13 契約

- (1) 福岡市は最優秀提案者の決定後、当該提案者と速やかに契約に関する協議を行い、業務委託契約を締結する。
- (2) 契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者と契約に関する協議を行う。
- (3) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証

金を免除することがある。

- (4) 令和8年度については、業務の履行状況が良好であり、かつ発注者が必要と認めた場合に限り、当該年度の予算措置額を上限として、当該契約の相手方との随意契約を行うことがある。

14 特記事項

- (1) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案事業者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とすること。
- (4) 提出書類への虚偽記載その他不正な行為があったとき、提出書類の受付期間内に必要な書類全ての提出がなかったときは失格とする。
- (5) 提案書類提出後は、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な修正を除き、変更は認めない
- (6) 応募に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (7) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選定に係る評価を行う場合、選定後に業務計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合その他市長が必要と認めるときには、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用し、又は複製することがある。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (10) 評価結果に関する質問には一切応じない。

15 問い合わせ先・提出先

〒816-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所 13階

福岡市こども未来局こども政策部事業企画担当 担当者:有馬

TEL:092-707-0264

E-Mail:jigyokikaku.CB@city.fukuoka.lg.jp